



平成 29 年 4 月 25 日

各 位

## MBL

会 社 名 株式会社 医学生物学研究所  
代表者名 代表取締役社長 山田 公政  
(JASDAQ・コード4557)  
問合せ先 執行役員管理統括本部長 中井 邦彦  
電話番号 052-238-1901

### 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 22 日開催予定の第 48 回定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場企業の普通株式の単元株式数を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社の普通株式の単元数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 22 日開催予定の第 48 回定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとしている投資単位 (5 万円以上 50 万円未満) の水準に調整するため、株式併合を行います。

## (2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。
- ③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	26,059,000 株
今回の併合により減少する株式数	20,847,200 株
株式併合後の発行済株式総数	5,211,800 株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

## (3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	2,948 名（100%）	26,059,000 株（100%）
5 株未満	90 名（3.1%）	111 株（0.0%）
5 株以上	2,858 名（96.9%）	26,058,889 株（100%）

（注）5 株未満のみご所有の株主様は、株式併合により当社株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」又は「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

## (4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払いいたします。

## (5) 株式併合の条件

平成 29 年 6 月 22 日開催予定の第 48 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 3. 定款一部変更

### (1) 変更の理由

上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 8 条を変更いたします。

なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

## (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,000 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,200 万株</u> とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の 1 単元の株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の 1 単元の株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新 設)	(附 則) 第 1 条 <u>第 6 条及び第 8 条の変更は、平成29年10月 1 日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>本条は平成29 年10月 1 日の経過後、これを削除するものとする。</u>

## (3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 22 日開催予定の第 48 回定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案及び本定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成 29 年 4 月 25 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 22 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

## (ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における売買単位は 100 株に変更されることとなります。

以 上

## 【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

(ご参考)

## 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

### Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

### Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

### Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場企業の普通株式の単元株式数を 100 株に統一することを目指しております。  
当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社の普通株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。  
また、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的として、株式併合を実施することといたしました。

### Q 4. 所有株式数や議決権数はどうなりますか？

A 4.

#### 【所有株式数について】

株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数の 5 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。

#### 【議決権数について】

議決権数は、併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

例	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
①	5,000 株	5 個	1,000 株	10 個	なし
②	1,300 株	1 個	260 株	2 個	なし
③	1,004 株	1 個	200 株	2 個	0.8 株
④	800 株	なし	160 株	1 個	なし
⑤	222 株	なし	44 株	なし	0.4 株
⑥	1 株	なし	なし	なし	0.2 株

- ・例①に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例③、例⑤、例⑥で発生する端数株式につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。
- ・効力発生前のご所有株式数が 5 株未満（例⑥）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q 5. 株式併合後も単元未満株式の買取りや買増しは可能ですか？**

A 5. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有される株主様（上記Q 4の例②、例④、例⑤）は、ご希望により「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はありますか？**

A 6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は5倍になります。したがって、株式市場の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

**Q 7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか？**

A 7. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動など他の要因を除けば、株式併合によって株主様の受け取る配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合によって生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更及び併合に関してご不明な点がございましたら、お取引先の証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒137-8081	東京都江東区東砂七丁目10番11号
	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話	0120-232-711
受付時間	9:00-17:00（土日休日を除く）